

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和 8 年 8 月

新 居 浜 市

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 -----	1
1	新居浜農業の現状と振興方針-----	1
2	農業経営基盤強化の方向 -----	1
第 2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 -----	5
第 3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 -----	11
第 4	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項 -----	11
1	農業を担う者の確保及び育成方針 -----	11
2	本市の取組方針 -----	11
3	関係機関の連携・役割分担 -----	11
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 -----	12
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ 総合的な利用に関する目標 -----	12
第 6	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項 -----	12
1	法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他 法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項 -----	13
2	農地中間管理事業の実施の促進に関する事項 -----	13
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の 実施の基準に関する事項 -----	13
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関す る事項 -----	15
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項 -----	16
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 -----	16
第 7	農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項 -----	16
第 8	その他 -----	17

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 新居浜農業の現状と振興方針

新居浜市は、愛媛県の東部に位置し、総人口110,535人（令和8年3月末現在住民基本台帳）、総面積234.47km²の県下第3の都市であり、背後に急峻な四国山地を受け、扇状に広がりを見せている地帯で、総面積の3分の2を占める山地・丘陵部と平地部から成り、典型的な瀬戸内式気候の温暖地帯である。

本市の中央部を貫流する国領川が造りだした平地部は、古くから米作を中心とした普通作地帯であったが、別子銅山の開坑によって、住友関連企業群を中心に四国屈指の工業都市となった。そのため都市化が進展し、農地のかい廃、農業労働者の減少等により都市近郊型農業地帯に変容してきた。これに伴い、本市のほ場条件を活かした施設野菜の導入、転作作物の定着化、農用地の有効利用及び集団化等を図っているが、小規模零細、農地分散化、高齢化、後継者不足等のため、兼業農家を中心とした農業を行っているのが現状である。

本市の農業振興の方向としては、地理的条件を活かした適地適作を基本に、水稻を基幹作物とする地域複合農業の確立を推進し、農産物の高品質化と生産コスト低減を図りつつ、生産者及び生産者団体の主体的な取り組みを基礎に、農産物の需要動向や地域の実態に即した生産性の高い集落農業の条件整備を行うとともに、集落を軸とした共同利用機械組織・後継者組織の育成や遊休農地の解消等を図る。加えて、農地中間管理機構の活用にも努める。

また、農業生産展開の基盤となる農地の維持管理及び流動化を推進することを基本として、新居浜農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

別子山地区については、四方を四国山地に囲まれ、総面積の約9割が森林であり、標高も高く内陸型山地のため気候、気温、寒暖差を活かした高冷地野菜などの生産に取り組むことに努める。

なお、農業・農村を担う若者を中心とした就農者を一人でも多く確保するため、自ら農業経営を開始しようとする青年等及び農業法人等に就農しようとする青年等を、優れた農業経営者として育成し、本市農業・農村の活性化を図るため、個々の農家の担い手という問題にとどまらず、農業という産業の担い手、農村地域社会の担い手として育成確保するという観点に立ち、その取組をより一層推進するものとする。

さらには、近年の世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクが高まっており、国内の農業生産基盤の増大が必要とされる中で、本市においても将来にわたり食料を安定的に供給するため、生産基盤の高度化や生産振興、担い手の育成確保等、総合的に施策を展開し、農業生産基盤の強化を実現する。

2 農業経営基盤強化の方向

（1）構造再編の方向

本市の農業構造の現状及びその見通しの下に農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

具体的な経営の指標は、10年後に実現可能性のある目標とするため、本市において現に成立している優良な経営の事例や今後取り組む必要性のある経営等を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たりおおむね330万円）を確保しつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たりおおむね2,000時間）の水準を実現するような効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの経営体が地域における農業生産の根幹をなす農業構造の確立を目標とするものとする。

新規就農青年等の確保育成にあたっては、担い手としての数の確保、経営体の担い手としての能力、目指すべき経営体の姿を明らかにして推進することとし、1年間に10人の新規就農者を確保することを目標とし（ただし、農業法人等に就農しようとする青年等を除く。）、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

また、自ら農業経営を開始しようとする青年等が目標とする経営の姿は、原則として、経営がおおむね軌道に乗る時点（就農後５年目）で１人当たりの年間農業所得はおおむね２５０万円、年間労働時間はおおむね２，０００時間を目指すべき水準とする。

（２）構造再編の方法

本市は、この目標を達成するため、集落における話し合いと農業者の自主性と創意工夫を基調として、関係機関・団体等の有機的な連携のもとに、次の諸事項について具体的な活動を行うものとする。

ア 優良農地を確保するとともに、経営規模の拡大と経営改善を図り、経営管理の熟度に応じて農業経営の法人化を促進する。

イ 農業機械・施設の共同利用、農産物の団地化及びＤＸの現場実装等により農作業の効率化を促進する。

ウ 農家負担に配慮しつつ、小規模な農道・水路等の農業基盤の整備を促進する。

エ 高収益作物の導入及びその産地形成を推進し、土づくりを基本としつつ、積極的に新技術を導入するとともに、消費者・実需者の多様なニーズに対応するため、生産・加工・流通の一体化等農業の６次産業化に向けた取組を積極的に促進する。

オ 新規就農者の受入れのために、地域の実態に応じた土地利用調整、技術研修、営農指導体制の整備を、農業協同組合等と連携しながら推進し、地域をリードする農業者を育成する。

カ 女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

キ 効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう、連携協力していくことを通じて健全なコミュニティへの発展を図る。

ク 新規就農青年等の確保育成にあたっては、就農候補者の募集から研修、経営定着・発展・継承に至る各段階に応じた、きめ細かな施策を展開することとし、以下の取組を促進する。

（ア）農村青年のみでなく、農外からの新規参入者やＵターン青年等を含め、幅広く就農を希望する人材の発掘に努めるとともに、農業体験や営農のための実務研修等就農に至る過程に対する一貫した支援活動を行う。

（イ）営農形態や農業従事態様の多様化に対応した担い手を育成するため、就農準備を経て実際に就農し、経営の基礎を十分に固める段階や就農者として実践的な農業技術を習得するに至るまでの個別のプログラムを作成し、濃密な指導助言を行い、職業意識や経営理念、経営構想力、問題解決能力、管理能力、リーダーシップの確保開発に努める。

（ウ）進んで就農できる環境づくりを推進するため、技術・経営・資金・農地・農村生活・仲間づくりや受入れ体制に関する情報の収集及び提供・相談活動を行う。

（エ）希望と誇りをもって就農できる気運と環境を醸成するため、農業問題や後継者問題等について協議し、対策を講じる支援活動の強化に努める。

ケ 効率的かつ安定的な農業経営体の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、集落の実態に則し、多様な担い手を以下のように位置付け、その育成を図る。

（ア）育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体を補完する受託組織等

集落において組織されている集団営農用機械利用者部会（農作業受委託組織）については、農作業の受託を通じ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体を補完するものとして、オペレーターの育成、受委託の更なる促進を図る。

（イ）育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の育成母体となる生産組織

地域及び営農実態等に応じた多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化へ誘導を図る。

特に、集落を単位とした生産組織（集落営農）については、農地管理の面において重要な役割を担うことを考慮し、組織自体の協業経営化・法人化による組織経営体、組織内のオペレーター等の専従的農家からの個別経営体への発展を支援し、その経営発展を加速することにより、農業経営体の育成を図る。

コ 必要に応じて、地域の農業者等との適切な役割分担のもと、安定的かつ効率的な農業経営に取り組むことを原則とし、担い手の積極的な参入を図る。

（３）具体的な取組内容

本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、農業協同組合、農業委員会、県及び関係機関等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、農業推進に係る協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の農業推進に係る協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて農地中間管理事業による農地集積等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第１２条第１項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、えひめ未来農業協同組合共同機械利用部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な経営展開を助長するため、県や関係機関の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適確法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺の市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔目標営農類型一覧表〕

経営体別	営 農 類 型 別		経 営 規 模
個別経営体	土地利用型	水稲 + 水稲作業受託	15.0 ha
		水稲 + さといも	5.0 ha
	施設型	施設トマト + 施設きゅうり + 水稲	1.7 ha
		施設イチゴ + 水稲	1.5 ha
		施設ミニトマト + 水稲	1.5 ha
	畜産型	養鶏（採卵鶏）	3,000羽
		養豚（一貫）	200頭

〔目標営農類型策定の前提条件〕

1 類型の設定

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針を踏まえ、本市の実態に応じた主要な営農類型を設定した。

2 規模の設定

10年後に実現可能性のある、地域の他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得と他産業従事者に均衡する年間総労働時間を達成できるような、若者が農業を魅力とやりがいのある職業として感じられる水準とした。

3 労働力

個別経営体については、主たる農業従事者1人を含む1経営体当たり2～3人（世帯主1人、配偶者、後継者又は両親等1～2人）とし、不足分は雇用で対応することとした。

補助従事者については、主たる農業従事者のおおむね半分の労働時間として位置付けた。

4 農地条件

水田については、原則として10a以上の区画形状の整った汎用可能水田とし、効率的かつ一体的に農作業の行える連担水田とした。

5 栽培技術

現在の技術を基本に将来定着可能な技術水準とした。

6 価格

最近の需要動向を勘案して設定した。

7 使用単価等

（1）農地借入単価	：概ね10a当たり	9,650円
（2）補助従事者単価	：概ね1人、1時間当たり	1,100円
（3）雇用賃金単価	：概ね1人、1時間当たり	1,100円
（4）労働時間	：概ね1人、1日当たり	8時間
（5）労働日数	：概ね1人、1月当たり	20日

〔個別経営体〕

土地利用型営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態 様 等
水稲＋ 水稲作業受託	〈作付面積〉 水稲 15.0ha 〈経営面積〉 15.0ha 〈作業受託〉 田植え 4.0ha 収穫 4.0ha	〈資本装備〉 ・農業用倉庫 1棟 ・トラクター(40PS) 1台 ・田植機（側条施肥機付き乗用5条） 1台 ・コンバイン（乗用4条） 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・動力散粉機 1台 ・普通トラック 1台 ・乾燥機 2台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による加重労働の防止
水稲＋ さといも	〈作付面積〉 水稲 3.0ha さといも 2.0ha 〈経営面積〉 5.0ha	〈資本装備〉 ・農業用倉庫 1棟 ・トラクター(30PS) 1台 ・田植機（側条施肥機付き乗用4条） 1台 ・コンバイン（乗用3条） 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・普通トラック 1台 〈その他〉 ・水稲の乾燥、調製は農協共同利用機械施設を利用 ・さといもは、掘取機、根切断機を農協部会で利用 ・さといもの販売は、直販及び共同選果場利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による加重労働の防止

〔個別経営体〕

施設型営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
施設トマト＋ 施設きゅうり＋ 水稲	〈作付面積〉 施設トマト 0.2ha 施設きゅうり 0.2ha 水稲 1.3ha 〈経営面積〉 1.7ha	〈資本装備〉 ・ハウス施設(500㎡) 8棟 ・農業用倉庫 1棟 ・養液土耕システム 1式 ・温風暖房機 2台 ・播種機 1台 ・ハウススプレー 1台 ・動力噴霧機 1台 ・動力散粉機 1台 ・トラクター(25PS) 1台 ・田植機(歩行4条) 1台 ・コンバイン(乗用2条) 1台 ・軽四トラック 1台 ・予冷库 1台 〈その他〉 ・施設トマトは、養液土耕栽培、奇形果の防止、マルハナバチ利用省力化、ハウススプレー、利用安全確保 ・施設きゅうりは、養液土耕栽培、樹勢維持及び整枝方法の検討 ・水稲の乾燥、調製は農協共同機械施設を利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・施設園芸に係る軽作業についてパート雇用従事者を確保 ・雇用者の福祉の向上を図るため社会保険に加入
施設イチゴ＋ 水稲	〈作付面積〉 施設イチゴ 0.3ha 水稲 1.2ha 〈経営面積〉 1.5ha	〈資本装備〉 ・ハウス施設(1,000㎡) 3棟 ・灌水施設 1棟 ・農業用倉庫 1棟 ・養液土耕システム 1式 ・温風暖房機 3台 ・播種機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・動力散粉機 1台 ・トラクター(25PS) 1台 ・田植機(歩行4条) 1台 ・コンバイン(乗用2条) 1台 ・軽四トラック 1台 ・予冷库 1台 〈その他〉 ・施設イチゴは養液土耕栽培、無仮植育苗、適期定植、土づくり、冬季保温 ・水稲の乾燥、調整は農協共同機械施設を利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・施設園芸に係る軽作業についてパート雇用従事者を確保 ・雇用者の福祉の向上を図るため社会保険に加入

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の 態 様 等
施設ミニトマト＋ 水稻	〈作付面積〉 施設ミニトマト 0.2ha 水稻 1.3ha 〈経営面積〉 1.5ha	〈資本装備〉 ・ N F T 水耕プラント 2 基 ・ アクリル樹脂フィルム 鉄骨ハウス 2 棟 ・ 自動カーテン 1 式 ・ 溶液タンク 1 基 ・ 機械格納庫兼作業所 1 棟 ・ 温風暖房機 2 台 ・ 給湯暖房機 2 台 ・ 播種機 1 台 ・ 無人防除機 1 台 ・ 動力噴霧器 1 台 ・ 動力散粉機 1 台 ・ 選果機 1 台 ・ 予冷库 1 台 ・ トラクター(25PS) 1 台 ・ 田植機(歩行4条) 1 台 ・ コンバイン(乗用2条) 1 台 ・ 軽四トラック 1 台 〈その他〉 ・ 水耕ミニトマトは、N F T 加温 周年栽培、自家育苗 ・ 水稻の乾燥、調製は農協共同機 械施設を利用	・ 複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る ・ 青色申告の実 施	・ 休日制の導入 ・ 施設園芸に係る 軽作業について パート雇用従事 者を確保 ・ 雇用者の福祉の 向上を図るため 社会保険に加入

〔個別経営体〕

畜産営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
養鶏（採卵鶏）	採卵鶏 3,000羽 幼雛 1,500羽	〈資本装備〉 ・成鶏舎(1,000㎡) 2棟 ・育雛舎(300㎡) 1棟 ・中雛舎(700㎡) 1棟 ・飼料庫(50㎡) 1棟 ・飼育ケージ2段 1式 ・自動給水 1式 ・自動飼料 1式 ・鶏糞乾燥機 1台 ・自動集糞機 1台 ・自動販売機 1台 〈その他〉 ・採卵鶏は、自動給水・飼料、スクレッパー処理	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・雇用の活用による定期的な休日、休暇の確保
養豚（一貫）	母豚 200頭	〈資本装備〉 ・繁殖豚舎 1棟 ・育成豚舎 1棟 ・肥育豚舎 1棟 ・飼料庫 1棟 ・管理室 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・糞尿処理施設 1棟 ・自動集糞機 1台 ・自動給飼機 1台 ・自家配合機 1台 ・2トントラック 1台 ・バキュームカー 1台 ・ショベルカー 1台 〈その他〉 ・養豚は、肥育・繁殖一環経営	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・雇用の活用による定期的な休日、休暇の確保

本作成例の性格とその取扱上の留意事項について

本作成例は、農業経営基盤強化促進法第6条に基づいて本市が基本構想を策定するに当たって、関係政省令及び関連通知に従った策定作業をより円滑に進めるため、できあがりの姿を一つの目安として例示したものである。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に示した効率的かつ安定的な農業経営を営む者の指標の7割5分程度（目標とすべき所得水準は2,500千円）以上とする。

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成方針

次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農をしようとする青年等について、市内の各地域で安心して就農し定着することができるよう、関係機関と連携しながら新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。

さらに、地域計画において将来の農用地等を利用するとして位置付けられた「農業を担う者」（継続的に農用地利用を行う中小・家族経営や兼業農家などの多様な経営体を含む。）についても、効率的かつ安定的な農業経営を営む場合は、次世代の農業を担う人材として支援する。

また、生産現場の生産性向上や労働力不足等の課題に対応し、多様な担い手の安定した農業生産を下支えする観点から、スマート農業技術等を活用した省力化やデジタル人材の育成、農福連携等による労働力補完に取り組む。

2 本市の取組方針

本市は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、県や農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携して、農業の魅力や就農に必要な情報等について、ホームページ等を活用した情報発信・広報活動を積極的に行う。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導を図る。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

3 関係機関の連携・役割分担

県は、農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構を、愛媛県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）としての業務を行う拠点と位置付け、農業経営の改善に向けた助言・指導のほか、就農希望者の相談・情報提供や、関係機関との連携を行うこととする。

市は、就農希望者等の受入について、本市の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

愛媛県農業協同組合中央会、農業協同組合、全国農業協同組合連合会愛媛県本部、愛媛県信用農業協同組合連合会は、新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。

一般社団法人愛媛県農業会議、農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

株式会社日本政策金融公庫松山支店は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。

公益財団法人えひめ産業振興財団は、6次産業化や販路拡大を目指す農業者からの相談等に対応し、中小企業向

けの施策を活用したサポートを行う。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニケーションづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、県及び支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営体が 地域の農用地の利用に占める面積 のシェアの目標	備 考
24.6%	※個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。 ※目標年次は、概ね10年先とする。

各地域において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合及び土地改良区等と連携しながら、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

本市は、愛媛県が策定した「愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、新居浜農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとする。

また、本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業

- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する農業経営改善計画認定制度の一層の普及・定着を図り、認定農業者が、本市が策定する「地域計画」において地域の農業を担う者として位置付けられるよう促す。

さらに本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- (1) 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市公報紙への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市農林水産課に設置することとする。
- (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとする。
- (3) 市は、地域計画の変更にあたって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととする。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- (1) 本市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う公益財団法人えひめ農林漁業振興機構との連携の下に普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 市、農業委員会、農業協同組合は、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が実施する農地中間管理事業を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等から一つ

の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあつては、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来さない限り、集落の一部を除外した実施区域とすることもやむをえないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

イ 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) (4)アの(イ)の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

(ウ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(エ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

(オ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 本市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるもの

とする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

(エ) 農地中間管理事業の利用に関する事項

ウ 本市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）のアの認定をする。

(ア) イの（イ）に掲げる目標が（４）アの（イ）の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実に認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

ア （５）のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

ア 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 本市は、（５）のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県関係団体、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、農業推進に係る協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用を推進する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1 から 5 までの掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

本市は、農業委員会、県関係機関、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画と共有する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、農業推進に係る協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第 7 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第 7 条に規定する事業を行う。

ア 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

ウ 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持ち分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

エ アに掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第 8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 6 年 1 2 月 2 7 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 1 3 年 1 月 2 4 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 1 8 年 8 月 2 2 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 2 2 年 6 月 1 0 日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成 2 3 年 1 0 月 2 6 日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成 2 8 年 1 0 月 3 日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 9 この基本構想は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 1 0 この基本構想は、令和 8 年 8 月 3 1 日から施行する。